

特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過措置）の所得制限について

標記手当につきましては、法の定めにより、受給資格者（障害者）本人、配偶者又は扶養義務者のいずれかの方の所得が次の「所得制限限度額表」の制限基準額を超えていると、障害基準該当で認定されていても、手当の支給は停止します。

- 1 認定の根拠となる所得年
前年（1月～12月）の所得
- 2 支給停止期間
受給開始年月から7月分まで

3 所得額の計算方法

所得額の計算は、都道府県民税の総所得金額に、退職所得金額、山林所得金額、土地の譲渡等にかかる事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額を合計した額から次表（表1）の該当する控除を行い、控除後の額が表2の扶養親族数ごとの所得制限額を越える場合に、支給を停止いたします。

（※注意）特別障害者手当受給資格者本人の所得額については、上記の手当等対象所得と「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」第11条に定めるその他の所得（公的年金等）とを付表計算した後の金額となります。

(1) 表1

控除の区分（一人につき）	受給資格者本人	配偶者・扶養義務者
控除対象配偶者及び扶養親族に係る障害者控除	270,000円	270,000円
控除対象配偶者及び扶養親族に係る特別障害者控除	400,000円	400,000円
障害者控除（本人の場合）	なし	270,000円
特別障害者控除（本人の場合）	なし	400,000円
寡婦控除	270,000円	270,000円
勤労学生控除	270,000円	270,000円
ひとり親控除	350,000円	350,000円
雑損控除、小規模企業共済掛金、配偶者特別控除、医療費控除	都道府県民税で実際に控除された額	
社会保険料	実際に控除された額	一律に80,000円

注意 受給資格者（障害者）本人の所得額の控除のうち、障害者控除・特別障害者控除については、制限基準額が配偶者又は扶養義務者とは別に設定されているため、控除の算定には入れません。

(2) 表 2

扶養親族の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	収入 (目安)	5,180,000	5,656,000	6,132,000	6,604,000	7,027,000	7,449,000
	所得	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	5,504,000
扶養 義務 者等	収入 (目安)	8,319,000	8,586,000	8,799,000	9,012,000	9,225,000	9,438,000
	所得	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	7,388,000

(平成14年8月適用)

注意

1 扶養親族等の数が6人以上の場合の基準額は、一人につき38万円を加算した額となります。

2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある方についての限度額（所得ベース）は、上記の金額に次の額を加算した額です。

(ア) 受給資格者本人の場合は、

① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき

→ 100,000円

② 特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき

→ 250,000円

(イ) 配偶者及び扶養義務者の場合は、

老人扶養親族1人につき

(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)

→ 60,000円

3 政令上は所得額（下段の金額）で規定されていますので、ここに掲げた収入額（上段の金額）は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。

4 所得制限限度額は、平成14年8月適用表から据え置かれています。